

安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案 質問に対する回答

1月16日開催 現地見学会における質問

質問	回答
<p>①都市計画法の関係で、少年自然の家が建てられている場所への宿泊施設の新築は認められないが、当該施設はこれまで宿泊事業を行っていたため、宿泊事業として行うのであれば、既得権が認められるとのことだった。</p> <p>これは、民間が行う事業でも同等ととらえられるか。</p>	<p>民間が行う事業でも同等としてとらえられる。</p>
<p>②この土地及び建物の民間への譲渡は考えていないか。</p>	<p>考えていない。</p> <p>理由として2つあり、県が当該施設を建設するとき、国からの補助金を得ている。まだ償却年数を満了していないこの建物を譲渡してしまうと国庫補助金の返却の必要が生じてくることが1つ目の理由である。</p> <p>2つ目の理由として、市では国指定史跡の指定地の市有地化を進めている。施設を使用しない場合は、施設の解体も含め、市が責任を持って国指定史跡内であるこの場所を管理していく必要があるととらえている。</p> <p>これらの理由により、賃貸で考えている。</p>
<p>③建物を民間に貸し出す際、配管などの再整備を行って渡すこととするか。</p>	<p>市が再整備をすることは考えていない。</p> <p>当該施設は、廃止をした施設であることもあり、必要に応じ利活用事業者による整備をいただくのが基本的なスタンスである。</p>
<p>④これまで市が加入していた火災保険は引き継げるか。</p>	<p>市では、他の公共施設と合わせて一括で、公共団体用の保険に加入しており、市が所有する施設を民間事業者へ貸し出しても、同保険を継続することができる。</p> <p>利活用事業者が同保険の継続を希望する場合は、当該施設分の費用の負担について、市と協議を行う</p>

	<p>こととする。</p> <p>この施設は、青少年の育成施設であった。安価な料金で、子どもたちを受け入れ、体験等を通じて、人間性を伸ばすための施設である。そのため、収支上の黒字を目指すものではなかったといえる。</p> <p>県営の施設のときは、もっと多くの費用をかけていた。</p>
⑤経営をうまく行えば、2千万円の赤字にはならなかったのではないか。	<p>検討委員会の協議から、利活用検討の基本的な方針として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設総合管理計画の趣旨を鑑み、民間活力による施設改修、施設運営を基本とすること ② 移住・定住及び地域の活性化に資する施設として活用する方向で検討すること ③ 利活用にあたっては、国史跡郡山城跡として課せられている制約を遵守すること <p>この3点をもって協議をしてきた。</p> <p>この方針に沿い、このたびの利活用の提案は、民間活力による施設運営の提案を求めている。</p>
⑥市と民間が一緒になって行っていくというスタンスはないか。	<p>市としては廃止を決めている施設であるので、再投資は基本的には考えていない。</p>
⑦施設を活用して数年事業を行った時点で、機器類などが壊れた場合、市が費用を負担してくれるか。	<p>安芸高田市内でも有数の観光地で行う民間の事業としてとらえていただくことになる。</p> <p>市としては、この施設を活用して収益を出していただきたいと考えており、財政的な支援は想定していない。観光面でのPRなどには取り組ませていただく。</p>
⑧施設の運営に係る市の支援はどれくらいになるか。	<p>施設の管理に係る経費として約1千万円、人件費は別である。このうち、大きな割合にあるものとして、光熱水費が約370万円～400万円。寝具のリース料として約350万円。</p> <p>これとは別に、食堂の運営で約220万円年間支出している。</p> <p>年間の利用者は延べの宿泊者で約7500人前後、使用料収入は600万円弱である。</p>
⑨閉所前数年の収支を教えてください。	<p>無償で利用していただく方針である。</p>
⑩活用することとなった場合の賃借	

料はいくらになるか。	
------------	--